

(別添1)

厚生労働省発基安0906第1号

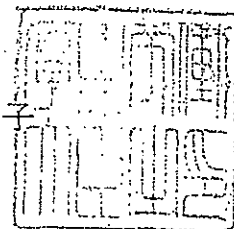
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成24年9月6日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物として、インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物を追加するものとする。

第二 健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物を製造し、又は取り扱う業務を追加するものとする。

第三 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物を追加するものとする。

第四 エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物に係る適用除外

エチルベンゼン若しくはエチルベンゼンを含有する製剤その他の物又はコバルト及びその無機化合物

若しくはコバルト及びその無機化合物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務等のうち、厚生労働省令で定める業務等については、作業主任者の選任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないものとする。

第五 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十五年一月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。